

改 正 案

現 行

（周波数の幅）

（周波数の幅）

第五十一条の九の四 法別表第六及び別表第八の使用する電波の周波数の幅は、指定周波数（免許を受けた無線局についてはその免許の際に指定された周波数、登録局についてはその登録された周波数をいう。以下同じ。）ごとの占有周波数帯（指定周波数を中央とする周波数帯（無線通信業務及び電波の型式を考慮して指定周波数を中央とすることが適当でないと総務大臣が認める場合にあっては、総務大臣が別に告示する周波数帯とする。）であつて、その周波数帯の帯域幅が当該指定周波数に係る占有周波数帯幅の許容値（二以上の許容値を有する場合は、そのうち最も大きいものとする。）に等しいものをいう。以下同じ。）を合わせた周波数帯の帯域幅とする。ただし、四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数帯の電波を使用する無線局であつて、地理的、時間的又は技術的な理由により当該電波を使用する場所等が制限されるものとして総務大臣が別に定めるものに係る当該周波数帯の電波の周波数の幅は、総務大臣が別に定めるものとする。

第五十一条の九の四 法別表第六及び別表第八の使用する電波の周波数の幅は、指定周波数（免許を受けた無線局についてはその免許の際に指定された周波数、登録局についてはその登録された周波数をいう。以下同じ。）ごとの占有周波数帯（指定周波数を中央とする周波数帯（無線通信業務及び電波の型式を考慮して指定周波数を中央とすることが適当でないと総務大臣が認める場合にあっては、総務大臣が別に告示する周波数帯とする。）であつて、その周波数帯の帯域幅が当該指定周波数に係る占有周波数帯幅の許容値（二以上の許容値を有する場合は、そのうち最も大きいものとする。）に等しいものをいう。以下同じ。）を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

（同等の機能を有する無線局との均衡を著しく失することとなる無線局）

（同等の機能を有する無線局との均衡を著しく失することとなる無線局）

第五十一条の九の六 法別表第六備考第十号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

第五十一条の九の六 法別表第六備考第十号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第六の一の項に掲げる無線局（設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイク及び設備規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局を除く。）のうち、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (1) 設備規則第九条の四第四号イに規定するPHSの基地局が

- 一 法別表第六の一の項に掲げる無線局のうち、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (1) 設備規則第九条の四第四号イに規定するPHSの基地局が

- 使用する電波の周波数のうち総務大臣が別に告示するもの
- (2) アマチュア無線局が使用する電波の周波数
 - (3) 法第百三条の二第二項に規定する広域専用電波（以下単に「広域専用電波」という。）を使用する無線局を通信の相手方とする無線局が使用する電波の周波数のうち総務大臣が別に告示するもの

二 法別表第六の一の項に掲げる無線局（設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイク又は設備規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局に限る。）のうち、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

- (1) 四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数
- (2) 一、二四〇MHzを超え一、二五二MHz以下又は一、二五三MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数

三 法別表第六の三の項に掲げる無線局のうち、総務大臣が別に告示する三、〇〇〇MHzを超え六、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、当該周波数の電波を使用して行う無線通信について当該周波数の電波を使用する移動通信業務を行う無線局からの混信その他の妨害を許容することを内容とする条件が免許に付されているもの

（特定無線局の数の控除）

第五十一条の十の二 法第百三条の二第六項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局であつて、広域専用電波を使用するものを除く。以下この条において同じ。）について、それぞれ当該各号に掲げる無線局とする。

- 一 (略)
- 二 (略)

- 使用する電波の周波数のうち総務大臣が別に告示するもの
- (2) アマチュア無線局が使用する電波の周波数
 - (3) 法第百三条の二第二項に規定する広域専用電波（以下単に「広域専用電波」という。）を使用する無線局を通信の相手方とする無線局が使用する電波の周波数のうち総務大臣が別に告示するもの

二 法別表第六の三の項に掲げる無線局のうち、総務大臣が別に告示する三、〇〇〇MHzを超え六、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、当該周波数の電波を使用して行う無線通信について当該周波数の電波を使用する移動通信業務を行う無線局からの混信その他の妨害を許容することを内容とする条件が免許に付されているもの

三 法別表第六の九の項に掲げる無線局のうち、エリア放送を行うもの

（特定無線局の数の控除）

第五十一条の十の二 法第百三条の二第六項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局について、それぞれ当該各号に掲げる無線局とする。

- 一 (同上)
- 二 (同上)

三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの上移動局 同号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの上移動局

2 (略)

(同等特定無線局区分)

第五十一条の十の二の二 法第百三条の二第七項の総務省令で定める区分は、次に掲げる無線局（同項に規定する特定無線局に限る。）の区分とする。

一 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う陸上移動局

二 設備規則第三条第八号に規定する携帯移動衛星データ通信又は同条第九号に規定する携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局

三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

四 設備規則第四十九条の二五に規定する二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動局

(開設特定無線局数の届出)

第五十一条の十の二の三 法第百三条の二第七項の規定による開設特定無線局数の届出は、別表第十一号の二の様式の届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

(同等特定無線局区分の周波数の幅)

第五十一条の十の二の四 同等特定無線局区分の周波数の幅は、同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局（包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）に限る。以下この条及び次条において同じ。）であつて、一の同等特定無線局区

2

(同上)

分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる周波数帯に係る同等特定無線局区分の周波数の幅は、それぞれ当該各号に定める帯域幅とする。

一 第五十一条の十の二の二第一号又は第三号に係る開設している無線局が時分割複信方式による無線通信を行う周波数帯 同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局（当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅の二分の一に相当する帯域幅

二 設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まるとされている場合における当該移動する無線局の周波数帯（前号に掲げるものを除く。） 当該移動しない無線局（当該移動しない無線局の免許人が当該移動する無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）に係る指定周波数に応じて定まる当該移動する無線局（同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局（当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるもの）に限り、中継を行うものを除く。）に係る指定周波数の占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅

（同等特定無線局区分の広域専用電波の算定に用いる区域）

第五十一条の十の二の五 同等特定無線局区分の広域専用電波に該

当する指定周波数の電波を使用する無線局については、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める区域とする。

一 法別表第六の五の項に掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局（次号に掲げるもの及び包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に限る。）を除く。）
全国の区域

二 包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）であつて、包括免許人が開設する法別表第六の二の項に掲げる無線局を通信の相手方とするもの
当該特定無線局の送信の制御を行う無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長の管轄区域（当該包括免許において指定周波数を使用する区域に関する条件が付与されている場合にあつては、当該区域）

（基準無線局数）

第五十一条の十の二の六 法第百三条の二第七項ただし書の総務省令で定める一MHz当たりの特定無線局の数は、八十万局とする。

（新規免許開設局又は既存免許開設局の数の届出）

第五十一条の十の二の七 法第百三条の二第八項の規定による新規免許開設局又は既存免許開設局の数の届出は、別表第十一号の二の様式の届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

（新規免許開設局又は既存免許開設局に係る包括免許に基づく特定無線局の数）

第五十一条の十の二の八 法第百三条の二第八項の規定により届出をした場合であつて、当該届出に係る新規免許開設局又は既存免許開設局に係る包括免許に基づく特定無線局数が既に届けてい

る直近の新規免許開設局又は既存免許開設局に係る包括免許に基づく特定無線局数（既に届け出ている新規免許開設局の数又は既存免許開設局の届出がない場合にあつては、同条第七項の届出に係る包括免許に基づく特定無線局数）（以下この条において「直近無線局数」という。）を下回るときは、その下回る包括免許以外の包括免許に係る特定無線局数（直近無線局数から超えた数（以下この条において「増加局数」という。）に限る。）からその下回る包括免許に係る特定無線局数（直近無線局数を下回る数に限る。）を次のとおり控除するものとする。

一 増加局数の多いものを先順位とする。

二 増加局数が同じものについては、その包括免許に基づく特定無線局数の多いものを先順位とする。

三 増加局数及びその包括免許に基づく特定無線局数が同じものについては、最初の包括免許の日の遅いものを先順位とする。

（開設特定免許等不要局数の届出）

第五十一条の十の三 法第百三条の二第十二項の規定による開設特定免許等不要局数の届出は、別表第十一号の三の様式の開設特定免許等不要局数届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

（特定免許等不要局に使用する無線設備の表示に係る届出）

第五十一条の十の四 法第百三条の二第十三項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとし、同項の届出は、別表第十一号の四の様式の特定免許等不要局表示無線設備届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

一～三 （略）

局）（二年内に廃止することについて総務大臣の確認を受けた無線局）

（開設特定免許等不要局数の届出）

第五十一条の十の三 法第百三条の二第十項の規定による開設特定免許等不要局数の届出は、別表第十一号の二の様式の開設特定免許等不要局数届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

（特定免許等不要局に使用する無線設備の表示に係る届出）

第五十一条の十の四 法第百三条の二第十一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとし、同項の届出は、別表第十一号の三の様式の特定免許等不要局表示無線設備届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

一～三 （同上）

局）（二年内に廃止することについて総務大臣の確認を受けた無線局）

第五十一条の十の五 法第百三条の第二十五項第三号の総務大臣の確認を受けた無線局とは、法第二十二條の規定による無線局の廃止の届出が行われた無線局であつて免許規則第二十四條の三第二号に規定する廃止する年月日が当該届出を受理した日以後最初に到来する応当日から始まる二年の期間内であるものとする。ただし、再免許の申請をしようとする免許人が次項の規定による申出をしたときは、当該申出において当該免許人が希望する再免許の有効期間の満了の日が当該申出を受けた日以後最初に到来する応当日又は当該無線局の免許の有効期間の満了の日の翌日から始まる二年の期間内である無線局とする。

25 (略)

(前納の申出)

第五十一条の十の六 免許人等は、法第百三条の第十七項の規定により電波利用料を前納しようとするとき(次項に規定する場合を除く。)は、その年の応当日の前日までに、次に掲げる事項を記載した書面を総合通信局長に提出するものとする。

一四 (略)

2 一の免許人等が複数の無線局を開設しているときは、当該免許人等は、同一会計年度に納めることとなるそれぞれの無線局に係る電波利用料について、法第百三条の第十七項の規定による前納を一括して行うことができる。この場合において、当該免許人等は、当該会計年度の前年度の一月三十一日までに、次に掲げる事項を記載した書面を総合通信局長に提出するものとする。

一四 (略)

3 無線局の免許等を受けようとする者は、免許等を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を法第百三条の第十七項の規定により前納しようとするときは、当該免許等の申請に併せて、次に掲げる事項を記載した書面を総合通信局長に提出するものとする。

第五十一条の十の五 法第百三条の第十三項第三号の総務大臣の確認を受けた無線局とは、法第二十二條の規定による無線局の廃止の届出が行われた無線局であつて免許規則第二十四條の四第二号に規定する廃止する年月日が当該届出を受理した日以後最初に到来する応当日から始まる二年の期間内であるものとする。ただし、再免許の申請をしようとする免許人が次項の規定による申出をしたときは、当該申出において当該免許人が希望する再免許の有効期間の満了の日が当該申出を受けた日以後最初に到来する応当日又は当該無線局の免許の有効期間の満了の日の翌日から始まる二年の期間内である無線局とする。

25 (同上)

(前納の申出)

第五十一条の十の六 免許人等は、法第百三条の第十五項の規定により電波利用料を前納しようとするとき(次項に規定する場合を除く。)は、その年の応当日の前日までに、次に掲げる事項を記載した書面を総合通信局長に提出するものとする。

一四 (同上)

2 一の免許人等が複数の無線局を開設しているときは、当該免許人等は、同一会計年度に納めることとなるそれぞれの無線局に係る電波利用料について、法第百三条の第十五項の規定による前納を一括して行うことができる。この場合において、当該免許人等は、当該会計年度の前年度の一月三十一日までに、次に掲げる事項を記載した書面を総合通信局長に提出するものとする。

一四 (同上)

3 無線局の免許等を受けようとする者は、免許等を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を法第百三条の第十五項の規定により前納しようとするときは、当該免許等の申請に併せて、次に掲げる事項を記載した書面を総合通信局長に提出するものとする。

4 一〇四 (略)

(前納に係る還付の請求)

第五十一条の十一 法第百三条の二第十八項の規定による還付の請求は、別表第十二号の様式の還付請求書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

(延納の申請)

第五十一条の十一の二 免許人は、法第百三条の二第十九項の規定により延納の申請をしようとするときは、毎年十月五日までに別表第十二号の二の様式の申請書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

(延納の申請の承認等)

第五十一条の十一の二の二 総合通信局長は、前条の申請(次条において「申請」という。)を行つた者(次条において「申請者」という。)が電波利用料を現に滞納していない場合には、当該申請を承認する。

第五十一条の十一の二の三 総合通信局長は、申請を承認した場合は、その旨を申請者へ通知する。

2 総合通信局長は、申請を承認しないこととした場合には、その理由を記載した文書を申請者に送付する。

第五十一条の十一の二の四 総合通信局長は、第五十一条の十一の

二の二の規定により延納を承認された電波利用料が次条第二項に規定する期限までに納付されなかつたときには第五十一条の十一の二の二の承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により第五十一条の十一の二の二の承認が取り消さ

4 一〇四 (同上)

(前納に係る還付の請求)

第五十一条の十一 法第百三条の二第十六項の規定による還付の請求は、別表第十二号の様式の還付請求書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

れた場合は、当該承認が取り消された日から起算して三十日以内に
取り消された当該承認に係る電波利用料を納付しなければならない。
ない。

(延納による納付の期限等)

第五十一条の十一の二の五 免許人は、第五十一条の十一の二の二
の規定により延納を承認された場合は、その納付すべき電波利用
料を、十月一日から十二月三十一日まで、翌年の一月一日から三
月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで及び七月一日から
九月三十日までの各期に分けて納付することができる。

2 前項の規定により延納する免許人は、その電波利用料の額を期
の数で除して得た額を各期分の電波利用料として、最初の期分の
電波利用料については十一月一日までに、その後の各期分の電波
利用料についてはそれぞれその前の期の末日までに納付しなけれ
ばならない。

(予納の申出)

第五十一条の十一の二の六 表示者（法第百三条の二第十三項の表
示者をいう。以下同じ。）は、同条第二十項の承認を受けようと
するときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を総合通信
局長に提出しなければならない。

一 六 (略)

2 (略)

3 (略)

(予納期間の終了事由)

第五十一条の十一の二の七 法第百三条の二第二十一項の総務省令
で定める事由は、次のとおりとする。

一 (略)

二 (略)

(予納の申出)

第五十一条の十一の二 表示者（法第百三条の二第十一項の表示者
をいう。以下同じ。）は、法第百三条の二第十七項の承認を受け
ようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を総
合通信局長に提出しなければならない。

一 六 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

(予納期間の終了事由)

第五十一条の十一の二の二 法第百三条の二第十八項の総務省令で
定める事由は、次のとおりとする。

一 (同上)

二 (同上)

(表示を付した無線設備の数の届出)

第五十一条の十一の二の八 法第百三条の二第二十一項の規定による表示を付した無線設備の数の届出は、別表第十二号の三の様式の表示数届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

(予納に係る還付の請求)

第五十一条の十一の二の九 法第百三条の二第二十二項の規定による還付の請求は、別表第十二号の四の様式の還付請求書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

(口座振替の申出等)

第五十一条の十一の二の十 免許人等は、免許人等所属の無線局に係る電波利用料を法第百三条の二第二十三項に規定する方法(以下「口座振替」という。)により納付しようとするとき(再免許又は再登録を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを含む。)は、当該電波利用料の納期限となる日から三十日前(法第百三条の二第二項前段に規定する電波利用料にあつては、九月三十日)までに、別表第十三号の様式(広域専用電波に係る電波利用料にあつては、別表第十三号の二の様式)の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする。

2 (略)

3 特定免許等不要局を開設した者又は表示者は、その開設し又は表示を付した特定免許等不要局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときは、法第百三条の二第十二項又は第十三項の届出を行う日までに、別表第十四号の二の様式の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする。

(表示を付した無線設備の数の届出)

第五十一条の十一の二の三 法第百三条の二第十八項の規定による表示を付した無線設備の数の届出は、別表第十二号の二の様式の表示数届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

(予納に係る還付の請求)

第五十一条の十一の二の四 法第百三条の二第十九項の規定による還付の請求は、別表第十二号の三の様式の還付請求書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

(口座振替の申出等)

第五十一条の十一の二の五 免許人等は、免許人等所属の無線局に係る電波利用料を法第百三条の二第二十項に規定する方法(以下「口座振替」という。)により納付しようとするとき(再免許又は再登録を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを含む。)は、当該電波利用料の納期限となる日から三十日前(法第百三条の二第二項前段に規定する電波利用料にあつては、九月三十日)までに、別表第十三号の様式(広域専用電波に係る電波利用料にあつては、別表第十三号の二の様式)の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする。

2 (同上)

3 特定免許等不要局を開設した者又は表示者は、その開設し又は表示を付した特定免許等不要局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときは、法第百三条の二第十項又は第十一項の届出を行う日までに、別表第十四号の二の様式の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする。

る。

4 (略)

第五十一条の十一の六 総合通信局長は、次に掲げる場合には口座振替の申出の承認を取り消すことができる。

一 承認に係る電波利用料が法第百三条の二第二十四項に規定する期限までに納付されなかつたとき。

二 (略)

三 (略)

(口座振替による納付の期限)

第五十一条の十一の七 法第百三条の二第二十四項の総務省令で定める日は、同条第二十三項の金融機関において、当該電波利用料の納付に關し必要な事項について電磁的方法により記録されたもの(電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)による通知を受けた日又は必要な事項を記載した書類が到達した日から四取引日を経過した最初の取引日とする。

2 (略)

(納付委託の対象金額)

第五十一条の十一の八 法第百三条の二第二十五項の総務省令で定める金額は、三十万円とする。

(納付受託者の指定の基準)

第五十一条の十一の九 電波法施行令第十四条第二号の総務省令で定める基準は、公租公課又は公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)の納付又は収納に關する事務処理の実績を有する者その他これに準ずる者であることとする。

。

4 (同上)

第五十一条の十一の六 総合通信局長は、次に掲げる場合には口座振替の申出の承認を取り消すことができる。

一 承認に係る電波利用料が法第百三条の二第二十一項に規定する期限までに納付されなかつたとき。

二 (同上)

三 (同上)

(口座振替による納付の期限)

第五十一条の十一の七 法第百三条の二第二十一項の総務省令で定める日は、同条第二十項の金融機関において、当該電波利用料の納付に關し必要な事項について電磁的方法により記録されたもの(電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)による通知を受けた日又は必要な事項を記載した書類が到達した日から四取引日を経過した最初の取引日とする。

2 (同上)

(納付委託の対象金額)

第五十一条の十一の八 法第百三条の二第二十二項の総務省令で定める金額は、三十万円とする。

(納付受託者の指定の基準)

第五十一条の十一の九 電波法施行令第十五条第二号の総務省令で定める基準は、公租公課又は公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)の納付又は収納に關する事務処理の実績を有する者その他これに準ずる者であることとする。

(納付受託者の指定の申出の手續)

第五十一条の十一の十 法第百三条の二第二十七項の総務大臣の指定を受けようとする者は、その氏名及び住所（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した申出書を総務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(納付受託者の指定に係る公示事項)

第五十一条の十一の十一 法第百三条の二第二十八項の総務省令で定める事項は、総務大臣が同条第二十七項の規定により指定した日及び納付事務の開始の日とする。

(納付受託者の名称等の変更の届出)

第五十一条の十一の十二 法第百三条の二第二十九項の規定による変更の届出をしようとする者は、変更をしようとする日の二週間前までに、変更後の氏名又は住所（法人にあつては名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）及び変更しようとする年月日を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(納付受託の手續)

第五十一条の十一の十三 納付受託者は、法第百三条の二第二十五項の規定により電波利用料の納付の委託を受けたときは、当該委託をした者に、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 四 (略)

(納付受託者の納付に係る期限)

第五十一条の十一の十四 法第百三条の二第三十一項の総務省令で定める日は、納付受託者が同項の交付を受けた日の翌日から起算して十一取引日を経過した最初の取引日とする。

(納付受託者の指定の申出の手續)

第五十一条の十一の十 法第百三条の二第二十四項の総務大臣の指定を受けようとする者は、その氏名及び住所（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した申出書を総務大臣に提出しなければならない。

2 (同上)

(納付受託者の指定に係る公示事項)

第五十一条の十一の十一 法第百三条の二第二十五項の総務省令で定める事項は、総務大臣が同条第二十四項の規定により指定した日及び納付事務の開始の日とする。

(納付受託者の名称等の変更の届出)

第五十一条の十一の十二 法第百三条の二第二十六項の規定による変更の届出をしようとする者は、変更をしようとする日の二週間前までに、変更後の氏名又は住所（法人にあつては名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）及び変更しようとする年月日を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(納付受託の手續)

第五十一条の十一の十三 納付受託者は、法第百三条の二第二十二項の規定により電波利用料の納付の委託を受けたときは、当該委託をした者に、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 四 (同上)

(納付受託者の納付に係る期限)

第五十一条の十一の十四 法第百三条の二第二十八項の総務省令で定める日は、納付受託者が同項の交付を受けた日の翌日から起算して十一取引日を経過した最初の取引日とする。

2 前項に規定する取引日とは、法第百三条の二第二十三項の金融機関の休日以外の日をいう。

(納付受託者の報告)

第五十一条の十一の十五 法第百三条の二第三十二項に規定する総務省令で定める方法は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により報告する方法とする。

(納付受託者の報告事項)

第五十一条の十一の十六 前条の報告をする場合においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 (同上)

二 当該期間における法第百三条の二第二十五項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けた件数及び金銭

三 (略)

(帳簿の備付け等)

第五十一条の十一の十七 納付受託者は、法第百三条の二第三十五項の規定により、別表第十四号の三に定める帳簿をその住所地又は主たる事務所に備え付けなければならない。

2 (略)

3 (略)

(納付受託者に対する報告)

第五十一条の十一の十八 総務大臣は、法第百三条の二第三十六項の報告を求めるときは、書面をもつて報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

(納付の督促)

2 前項に規定する取引日とは、法第百三条の二第二十項の金融機関の休日以外の日をいう。

(納付受託者の報告)

第五十一条の十一の十五 法第百三条の二第二十九項に規定する総務省令で定める方法は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により報告する方法とする。

(納付受託者の報告事項)

第五十一条の十一の十六 前条の報告をする場合においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 (同上)

二 当該期間における法第百三条の二第二十二項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を受けた件数及び金銭

三 (同上)

(帳簿の備付け等)

第五十一条の十一の十七 納付受託者は、法第百三条の二第三十二項の規定により、別表第十四号の三に定める帳簿をその住所地又は主たる事務所に備え付けなければならない。

2 (同上)

3 (同上)

(納付受託者に対する報告)

第五十一条の十一の十八 総務大臣は、法第百三条の二第三十三項の報告を求めるときは、書面をもつて報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

(納付の督促)

第五十一条の十二 法第百三条の二第四十二項の規定による電波利用料の納付の督促は、別表第十五号の様式の督促状を送達して行うものとする。

(証明書の携帯)

第五十一条の十三 法第百三条の二第四十三項の規定により滞納処分を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 (略)

(延滞金の免除)

第五十一条の十四 法第百三条の二第四十四項ただし書の総務省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第百三条の二第四十四項本文の規定により計算した延滞金の額が百円未満であるとき。

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一～五 (同上)

六 法第百二条の二第五項から第八項まで、第十二項、第十三項、第十五項第三号、第十九項から第二十一項まで、第二十三項、第三十三項、第三十四項及び第四十三項の規定に基づく総務大臣の権限

六の二 法第百三条の二第三十七項の規定に基づく総務大臣の権限

七 (略)

第五十一条の十二 法第百三条の二第三十九項の規定による電波利用料の納付の督促は、別表第十五号の様式の督促状を送達して行うものとする。

(証明書の携帯)

第五十一条の十三 法第百三条の二第四十項の規定により滞納処分を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 (同上)

(延滞金の免除)

第五十一条の十四 法第百三条の二第四十一項ただし書の総務省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 (同上)

二 法第百三条の二第四十一項本文の規定により計算した延滞金の額が百円未満であるとき。

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一～五 (同上)

六 法第百二条の二第五項、第六項、第十項、第十一項、第十三項第三号、第十七項、第十八項、第二十項、第三十項、第三十一項及び第四十項の規定に基づく総務大臣の権限

六の二 法第百三条の二第三十四項の規定に基づく総務大臣の権限

七 (同上)

八 (略)

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

(略)	<p>三の三 包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るもの）に限り、三の項に掲げる特定無線局を除く。）（十四の項に掲げる事項を除く。）</p>	<p>(略)</p> <p>十四 法第百三条の二第七項及び第八項に規定する電波利用料に関する事項</p> <p>十五 納付受託者に関する事項</p> <p>その広域専用電波を使用する区域（当該区域が法別表第七の一の項から十三の項まで、十五の項若しくは十六の項に掲げる区域のうち、複数の区域を使用する場合又は法別表第七の十二の項、十三の項若しくは十四の項に掲げる区域である場合は、その当該広域専用電波を使用する免許人の住所）</p> <p>納付受託者の住所又は主たる事務所の所在地</p>
-----	---	---

3 5 (略)

八 (同上)

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

(略)	<p>三の三 包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るもの）に限り、三の項に掲げる特定無線局を除く。）</p>	<p>(略)</p> <p>十四 納付受託者に関する事項</p> <p>納付受託者の住所又は主たる事務所の所在地</p>
-----	---	--

3 5 (同上)

別表第十一号の二(第51条の10の2の3、第51条の10の2の7関係)
(総合通信局長がこの様式に代わるものとして
認められた場合は、それによることができる。)

開設特定無線局数届出書
新規(既存)免許開設局届出書

年 月 日

(何)総合通信局長 殿 (注1)

届出者(注2)郵便番号

住 所

氏名又は名称



(氏名を自筆で記入したとき
きは、押印を省略できる。)

長

第103条の2第7項

下記のとおり、電波法第103条の2第8項の規定により 年 月 月末

開設特定無線局数

現在の新規(既存)免許開設局の数を届け出ます。

記

辺

()(注3)

- 1 同等特定無線局区分
- 2 包括免許の番号
- 3 最初の包括免許の年月日
- 4 包括免許の年月日
- 5 包括免許の有効期間
- 6 開設無線局数

局()(注4)

短 辺

(日本工業規格A列 4 番)

- 注 1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
- 2 代理人による届出の場合は、届出を行う包括免許人に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。
- 3 第51条の10の2の2の該当する区分を記載すること。なお、法第103条の2第8項の規定に基づき届け出る場合は、括弧内に新規免許開設局又は既存免許開設局を記載すること。
- 4 法第103条の2第8項の規定に基づき届け出る場合は、当月末における開設無線局数のほか、括弧内に直近の届出時以後の増減数を記載すること。
- 5 1の欄に記載した同等特定無線局区分に係る包括免許の当月末における開設無線局数の合計局数を記載すること。なお、法第103条の2第8項の規定に基づき届け出る場合は、括弧内の区分に係る直近の届出時の合計数からの増加数を記載すること。
- 6 不要の文字を抹消すること。
- 7 1の欄に記載した同等特定無線局区分に包括免許が二以上あるときは、包括免許ごとに2の欄から6の欄までを記載すること。
- 8 1の欄に記載する同等特定無線局区分が二以上あるときは、同等特定無線局区分ごとに1の欄から7の欄までを記載すること。
- 9 全てを記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第十一号の三 (第51条の10の3関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

別表第十一号の二 (第51条の10の3関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

開設特定免許等不要局数届出書

年 月 日

(何)総合通信局長 殿 (注1)

届出者 (注2)郵便番号

住 所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

長

下記のとおり、電波法第103条の2第12項の規定により 年 月 日現在の開設特定免許等不要局数を届け出ます。

辺 記

- 1 無線局の区分
- 2 周波数
- 3 無線局の有する機能
- 4 開設特定免許等不要局数

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注1・2 (略)

別表第十一号の四 (第51条の10の4関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

特定免許等不要局表示無線設備届出書

開設特定免許等不要局数届出書

年 月 日

(何)総合通信局長 殿 (注1)

届出者 (注2)郵便番号

住 所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

長

下記のとおり、電波法第103条の2第10項の規定により 年 月 日現在の開設特定免許等不要局数を届け出ます。

辺 記

- 1 無線局の区分
- 2 周波数
- 3 無線局の有する機能
- 4 開設特定免許等不要局数

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注1・2 (同左)

別表第十一号の三 (第51条の10の4関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

特定免許等不要局表示無線設備届出書

年 月 日

(何)総合通信局長 殿 (注1)

届出者 (注2)郵便番号

住 所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

長

下記のとおり、電波法第103条の2第13項の規定により 年 月 日から 年 月 日までの期間に表示を付した無線設備の数その他総務省令で定める事項を届け出ます。

辺

記

- 1 特定無線設備の種類別
- 2 周 波 数
- 3 無線局の有する機能
- 4 表示を付した無線設備の数

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注1・2 (略)

別表第十二号 (第51条の11関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

還 付 請 求 書

年 月 日

年 月 日

(何)総合通信局長 殿 (注1)

届出者 (注2)郵便番号

住 所

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

(氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

長

下記のとおり、電波法第103条の2第11項の規定により 年 月 日から 年 月 日までの期間に表示を付した無線設備の数その他総務省令で定める事項を届け出ます。

辺

記

- 1 特定無線設備の種類別
- 2 周 波 数
- 3 無線局の有する機能
- 4 表示を付した無線設備の数

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注1・2 (同左)

別表第十二号

還 付 請 求 書

年 月 日

(何)総合通信局長 (注1) 殿

請求者 (注2) 郵便番号

住 所

氏名又は名称

㊟

下記のとおり、電波法第103条の2第18項の規定により電波利用料の還付を請求します。

(以下略)

(日本工業規格A列4番)

注1～4 (略)

別表第十二号の二 (第51条の11の2関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

電 波 利 用 料 延 納 申 請 書

年 月 日

(何)総合通信局長 殿 (注1)

申請者 (注2) 郵便番号

住 所

氏名又は名称 ㊟

(氏名を自筆で記入したとき
きは、押印を省略できる。)

長

下記のとおり、電波法第103条の2第19項の規定により、電波利用料の還納を申請します。

(何)総合通信局長 (注1) 殿

請求者 (注2) 郵便番号

住 所

氏名又は名称

㊟

下記のとおり、電波法第103条の2第16項の規定により電波利用料の還付を請求します。

(以下略)

(日本工業規格A列4番)

注1～4 (同左)

辺

記

納付すべき電波利用料の期間 年10月1日から始まる1年の期間

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 代理人による提出の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

別表第十二号の三 (第51条の11の2の8関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

表 示 数 届 出 書

年 月 日

(何)総合通信局長 殿 (注1)

届出者 (注2)郵便番号

住 所

氏名又は名称

㊟

(氏名を自筆で記入したとき
きは、押印を省略できる。)

長

下記のとおり、電波法第103条の2第21項の規定により、予納期間において表示を付した同条第13項の無線設備の数を届け出ます。

辺

記

納付すべき電波利用料の期間 年10月1日から始まる1年の期間

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 代理人による提出の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

別表第十二号の二 (第51条の11の2の3関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

表 示 数 届 出 書

年 月 日

(何)総合通信局長 殿 (注1)

届出者 (注2)郵便番号

住 所

氏名又は名称

㊟

(氏名を自筆で記入したとき
きは、押印を省略できる。)

長

下記のとおり、電波法第103条の2第18項の規定により、予納期間において表示を付した同条第11項の無線設備の数を届け出ます。

記

辺

- 1 特定無線設備の種類別数
- 2 周波
- 3 毎年の満了日に応答する日前一年間に表示を付した無線設備の数

(以下略)

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注1・2 (略)

別表第十二号の四 (第51条の11の2の9関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

還付請求書

年 月 日

(何)総合通信局長 (注1) 殿

請求者 (注2) 郵便番号

住 所

氏名又は名称

㊞

下記のとおり、電波法第103条の2第22項の規定により電波利用料の還付を請求します。

記

辺

- 1 特定無線設備の種類別数
- 2 周波
- 3 毎年の満了日に応答する日前一年間に表示を付した無線設備の数

(以下略)

短 辺

(日本工業規格A列4番)

注1・2 (同左)

別表第十二号の三 (第51条の11の2の4関係)

還付請求書

年 月 日

(何)総合通信局長 (注1) 殿

請求者 (注2) 郵便番号

住 所

氏名又は名称

㊞

下記のとおり、電波法第103条の2第19項の規定により電波利用料の還付を請求します。

(以下略)

(日本工業規格A列4番)

注1~4 (略)

別表第十三号 (第51条の11の2の10第1項関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

電波利用料口座振替納付申出書 (既設局用)
総合通信局長
沖繩総合通信事務所長 殿
平成 年 月 日
私は、下記2に記載する無線局に係る電波利用料を口座振替により納付したいので電波法第103条の2第23項の規定により申し出ます。
承認されたときは、納入告知書は、下記1の金融機関あて送付してください。
(以下略)

17.6cm

18.6cm

注1・2 (略)

別表第十三号の二 (第51条の11の2の10第1項及び第2項関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

電波利用料口座振替納付申出書 (広域専用電波用)
総合通信局長

(以下略)

(日本工業規格A列4番)

注1~4 (同左)

別表第十三号 (第51条の11の2の5第1項関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

電波利用料口座振替納付申出書 (既設局用)
総合通信局長
沖繩総合通信事務所長 殿
平成 年 月 日
私は、下記2に記載する無線局に係る電波利用料を口座振替により納付したいので電波法第103条の2第20項の規定により申し出ます。
承認されたときは、納入告知書は、下記1の金融機関あて送付してください。
(以下略)

17.6cm

18.6cm

注1・2 (同左)

別表第十三号の二 (第51条の11の2の5第1項及び第2項関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

電波利用料口座振替納付申出書 (広域専用電波用)
総合通信局長

沖繩総合通信事務所長 殿 平成 年 月 日

私は、下記2に記載する使用区域において使用する
広域専用電波に係る電波利用料を口座振替により納付
したので電波法第103条の2第23項の規定により申し
出ます。

承認されたときは、納入告知書は、下記1の金融
機関あて送付してください。

(以下略)

17.6cm

18.6cm

注1・2 (略)

別表第十四号 (第51条の11の2の10第2項関係) (総務大臣がこの
様式に代わるものとして認めた場合は、それによること
ができる。)

電波利用料口座振替納付申出書 (新設局用)	
総合通信局長	平成 年 月 日
沖繩総合通信事務所長 殿	
申出	フリガナ 住所 干 -
人	フリガナ 氏名
	電話番号 (- - -)
	電話番号 (- - -)
	上記以外の連絡先 電話番号 (- - -)

21.0cm

私は、今回本申出書提出と同時に無線局免許等申請を行った無線局に係る電波
利用料を口座振替により納付したので、電波法第103条の2第23項の規定により

沖繩総合通信事務所長 殿 平成 年 月 日

私は、下記2に記載する使用区域において使用する
広域専用電波に係る電波利用料を口座振替により納付
したので電波法第103条の2第20項の規定により申し
出ます。

承認されたときは、納入告知書は、下記1の金融
機関あて送付してください。

(以下略)

17.6cm

18.6cm

注1・2 (同左)

別表第十四号 (第51条の11の2の5第2項関係) (総務大臣がこの
様式に代わるものとして認めた場合は、それによるこ
とができる。)

電波利用料口座振替納付申出書 (新設局用)	
総合通信局長	平成 年 月 日
沖繩総合通信事務所長 殿	
申出	フリガナ 住所 干 -
人	フリガナ 氏名
	電話番号 (- - -)
	電話番号 (- - -)
	上記以外の連絡先 電話番号 (- - -)

21.0cm

私は、今回本申出書提出と同時に無線局免許等申請を行った無線局に係る電波
利用料を口座振替により納付したので、電波法第103条の2第20項の規定により

申し出ます。

承認された場合には、納入告知書は、下記の金融機関あて送付してください。

(以下略)

19.8cm

注1・2 (略)

別表第十四号の二 (第51条の11の2の10第3項関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

電波利用料口座振替納付申出書 (特定免許等不要局用)

総 合 通 信 局 長

沖縄総合通信事務所長 殿

平成	年	月	日
----	---	---	---

私は、下記2に記載する無線局に係る電波利用料を口座振替により納付したので電波法第103条の2

第23項の規定により申し出ます。

承認されたときは、納入告知書は、下記1の金融機関あて送付してください。

18.6cm

(以下略)

17.6cm

注1・2 (略)

別表第十四号の三 (略)

申し出ます。

承認された場合には、納入告知書は、下記の金融機関あて送付してください。

(以下略)

19.8cm

注1・2 (同左)

別表第十四号の二 (第51条の11の2の5第3項関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

電波利用料口座振替納付申出書 (特定免許等不要局用)

総 合 通 信 局 長

沖縄総合通信事務所長 殿

平成	年	月	日
----	---	---	---

私は、下記2に記載する無線局に係る電波利用料を口座振替により納付したので電波法第103条の2

第20項の規定により申し出ます。

承認されたときは、納入告知書は、下記1の金融機関あて送付してください。

18.6cm

(以下略)

17.6cm

注1・2 (同左)

別表第十四号の三 (同左)

別表第十五号 (第51条の12関係) (総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

(略)

別表第十六号 (第51条の13第2項関係)
(表面略)

(裏面)

この証明書を携帯する職員は、電波法 (昭和25年法律第131号) 第103条の2第42項の規定による督促に係る電波利用料及び同条第44項の規定による延滞金を国税滞納処分の例により処分する権限を有する。

電波法抜粋

第103条の2第43項 総務大臣は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る電波利用料及び次項の規定による延滞金を納めないときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。(以下略)

別表第十五号

(同左)

別表第十六号 (第51条の13第2項関係)
(同左)

(裏面)

この証明書を携帯する職員は、電波法 (昭和25年法律第131号) 第103条の2第39項の規定による督促に係る電波利用料及び同条第41項の規定による延滞金を国税滞納処分の例により処分する権限を有する。

電波法抜粋

第103条の2第40項 総務大臣は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る電波利用料及び次項の規定による延滞金を納めないときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。(以下略)

改正案	現行
<p>（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局）</p> <p>第十五条 法第七十三条第三項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局とする。</p> <p>一 法第百三条の二第十四項各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局その他これらに類するものとして電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第十三条各号に掲げる無線局</p> <p>二 法第百三条の二第十五項第一号及び第二号に掲げる無線局</p> <p>三 地上基幹放送局</p> <p>四 船舶局（旅客船の船舶局に限る。）</p> <p>五 航空機局</p> <p>六 地球局（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号に規定する一般放送及び同条第十三号に規定する衛星基幹放送の業務の用に供するものに限る。）</p> <p>七 航空機地球局</p> <p>八 船舶地球局（旅客船及び第一号の無線局を開設する船舶の船舶地球局に限る。）</p> <p>九 人工衛星局（放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務の用に供するものに限る。）</p> <p>十 衛星基幹放送局</p> <p>十一 前号までに掲げる無線局の他、無線局の目的及び利用方法を勘案して、総務大臣が別に告示する無線局</p>	<p>（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局）</p> <p>第十五条 法第七十三条第三項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局とする。</p> <p>一 法第百三条の二第十二項各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局その他これらに類するものとして電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第十四条各号に掲げる無線局</p> <p>二 法第百三条の二第十三項第一号及び第二号に掲げる無線局</p> <p>三 地上基幹放送局</p> <p>四 船舶局（旅客船の船舶局に限る。）</p> <p>五 航空機局</p> <p>六 地球局（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号に規定する一般放送及び同条第十三号に規定する衛星基幹放送の業務の用に供するものに限る。）</p> <p>七 航空機地球局</p> <p>八 船舶地球局（旅客船及び第一号の無線局を開設する船舶の船舶地球局に限る。）</p> <p>九 人工衛星局（放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務の用に供するものに限る。）</p> <p>十 衛星基幹放送局</p> <p>十一 前号までに掲げる無線局の他、無線局の目的及び利用方法を勘案して、総務大臣が別に告示する無線局</p>